

令和8年度 商店街観光連携推進事業<認知度向上型> 実施商店街応募要領

1. 事業概要

万博等により大阪への訪問意欲や来阪リピーターが増加するなか、訪問先が定番観光地から大阪ならではの日常や食など体験重視に広がり、商店街が観光資源として注目されている。これを受け、「商店街観光連携推進事業<認知度向上型>」では、大阪の商店街を観光資源として積極的に魅力発信することでブラン化・認知度向上を図り、商店街での観光・消費の促進につなげることを目的とする。

※「集客支援型」と「認知度向上型」の募集を同時に行っています。本要領は、「認知度向上型」の募集です。実施内容は下記3を参照ください。（補助金など金銭的支援はありません）。

2. 対象商店街等

(1) 対象商店街数

対象商店街数：30 商店街程度

※商店街の決定については、大阪市内、市外のエリアバランス等を考慮するため、申請状況に応じて、商店街ごとに応募いただいた場合でも、近隣商店街等とまとめてエリア単位で1件として認定・採択する可能性もあります。予めご了承ください。

(2) 応募資格・要件

対象商店街は、次の①から⑤のすべてに該当する大阪府内の商店街等組織（注）です。

- ① 商店街等組織が、組織的に観光資源としての商店街のブランド化・認知度向上に高い意欲をもって取り組むこと。
 - ② 商店街や周辺エリアにおいて、観光客の集客のポテンシャルを有すること。
 - ア 商店街や周辺エリアにおいて、集客店舗・施設（当該店舗・施設を目的に国内外から来客するような店舗・施設）を有すること
 - イ 商店街や周辺エリアにおいて、観光・文化・サブカルチャーなどの観光資源を有すること
 - ③ 商店街の観光・消費需要の取り込みを図るため、地域住民や観光客に向けた自主的な取組み実績を有すること。
 - ④ 府が実施するポータルサイト、SNSでの情報発信のための撮影、取材に協力すること。
 - ⑤ 府が実施する下記3（1）③のデジタルによる周遊イベントの実施において、以下の協力を行うこと。
 - ア 商店街の来街者に対して認知度向上を図るための広報の協力体制を講ずること。
 - イ 商店街での消費を促進するため、周遊イベントと連動して可能な範囲で特典等を付与する店舗（以下「協力店舗」という。）を概ね5店舗以上確保し、協力を得ること。
- ※協力店舗数については、商店街の会員店舗総数との比率なども一定考慮する場合がある。

（注） 商店街等組織とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織
- ・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

3. 実施内容

(1) 主な実施内容（商店街向け）

本事業（認知度向上型）で上記2の商店街等組織向けに実施する主な内容は以下のとおりです。

- * 補助金などの金銭的支援はありません。あくまで以下の取組みにご賛同・参加いただき、各商店街の魅力発信の一助としていただくものです。
- * 実施内容はあくまで予定です。今後、事前の連絡なく変更となることがありますのでご承知ください。

① ポータルサイトでの魅力発信

本事業の受託事業者（以下「事務局」という。）が商店街に取材を行い、商店街の観光情報や記事を作成し、大阪府商店街魅力発見サイト「ええやん！大阪商店街」（以下「ポータルサイト」という。）にて掲載する。

* 掲載内容の編集・決定は事務局及び大阪府が行います。希望する情報がすべて掲載されるわけではありません。

② 特設 SNS での魅力発信

上記①の情報等を、事務局が運営する「ええやん！大阪商店街」特設 X（旧ツイッター）及びInstagram等（以下「特設 SNS」という。）にて掲載する。また、新たに YouTube チャンネルを開設予定であり、同チャンネルでも発信を予定している。

* 掲載内容の編集・決定は事務局及び大阪府が行います。希望する情報がすべて掲載されるわけではありません。

* 特設 SNS…「ええやん！大阪商店街」公式 X（旧ツイッター）、公式Instagram及び公式 YouTube（予定）

・X（旧ツイッター）アカウント： @eeyan_shotengai

・Instagramアカウント： @eeyan_shotengai

・YouTube（開設予定） 他

③ デジタルによる周遊イベントへの参加

本事業に参加いただいた府内商店街の回遊を目的とした周遊企画を事務局が実施します。各商店街は周遊場所の一つとして参加いただけます。（周遊イベントの詳細は現在検討中です。実施内容が決定した段階で事務局より通知します。）

<参考> 令和7年度の実績（ええやん！大阪商店街デジタルスタンプラリー）

ランクアップコース、ウェルカムコースの2コースで実施（9/1～12/15）

参加者：2,671名、取得スタンプ数（商店街の回遊数）：65,505個

④ その他

その他、事務局が実施する事業の連携、事務局からの情報提供等

(2) 選定後の条件

対象商店街として選定された場合、以下の条件を満たすこととします。

- ① 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- ② 上記（1）の実施に伴う、撮影、イベント実施等に協力すること。また、同③の周遊企画においては、実施に合わせて、参加者に特典を提供する店舗の協力を得られること（概ね5店舗以上）。
- ③ 商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業の走走を掲載するなど、広報に協力すること。
- ④ 事業実施において、事務局の伴走支援を受け入れ、実施状況について事務局に随時報告し確認を得ること。事業内容が変更となる場合は事務局に必ず事前に報告し承諾を得ること。
- ⑤ 事務局からの効果検証、アンケート調査、成果普及の取組みなどに協力すること。

4. 応募書類等

(1) 応募書類：商店街観光連携推進事業申請書 様式1 <認知度向上型>

(2) 提出期限：令和8年5月7日（木）必着

(3) 提出方法：応募書類を郵送により提出

(4) 提出先：下記7記載の事務局

(5) 応募上の留意事項

- ① 応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等と共有します。

- ② 提出された応募書類一式は返却しません。
- ③ 応募に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
- ④ 応募に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ⑤ 府による事業終了、事業内容や対象商店街の再編又は申請者において辞退の申し出がない限り、本事業への参加は継続するものとします。

5. 審査

(1) 審査方法

申請書にて記載いただいた内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果をもとに府が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類にもとづき行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

【審査内容】

- ・観光資源としての商店街のブランド化・認知度向上への意欲等
- ・観光集客のポテンシャルについて
- ・事業実績について（商店街での事業実績）
- ・関係機関との連携について（市町村との連携等）
- ・協力店舗数やその業種等（※）
- ・本事業趣旨との整合性について

（※）総会員数に占める協力店舗数の割合や本事業趣旨に沿う業種等も、一定考慮する場合がある。

(2) 審査結果

選考結果については、5月下旬頃に以下サイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

商店街観光連携推進事業

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/shogyoshinko/kankourenkei.html>

6. スケジュール

令和8年	4月1日（水）	応募要領公表
	5月7日（木）	応募申請提出締切（必着）
	5月下旬	対象商店街決定
		事業開始
令和9年	2月下旬	事業終了

7. 問い合わせ・書類提出先

大阪府商店街観光連携推進事業事務局（10:00～17:00 土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者（株）産経アドス内「商店街観光連携推進事業事務局」

住所 〒556-0017 大阪市浪速区湊町 2-1-57 難波サンケイビル

メールアドレス kankou@osaka-shotengai-info.com

電話番号 06-6636-1034 FAX 番号 06-6636-1489